大阪府規則第五十六号

大阪府指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準

を定める条例施行規則の一部を改正する規則

　大阪府指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年大阪府規則第四十号）の一部を次のように改正する。

　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （従業者の配置の基準）第三条　（略）２―５　（略）６　指定介護療養型医療施設の従業者は、専ら当該指定介護療養型医療施設の職務に従事することができる者をもって充てなければならない。ただし、指定介護療養型医療施設（ユニット型指定介護療養型医療施設（条例第四十一条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型指定介護療養型医療施設を併設する場合の指定介護療養型医療施設及びユニット型指定介護療養型医療施設の介護職員を除き、入院患者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。７―９　（略）　　　附　則１―７　（略）８　病床転換による老人性認知症疾患療養病棟に係る病室に隣接する廊下については、第五条第六号中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル以上（医療法施行規則第四十三条の二の規定の適用を受ける病院の中廊下の幅にあっては、二・一メートル以上）」とあるのは「一・六メートル」とする。９　療養病床を有する病院（平成二十四年三月三十一日において、医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十四年厚生労働省令第三十三号）第一条の規定による改正前の医療法施行規則（以下「旧医療法施行規則」という。）附則第五十二条の規定の適用を受けていたものに限る。）である指定介護療養型医療施設については、平成三十六年三月三十一日までの間は、第三条第一項第二号中「六」とあるのは「八」と、同項第三号中「六」とあるのは「四」とする。10　老人性認知症疾患療養病棟を有する病院（平成二十四年三月三十一日において、旧医療法施行規則附則第五十二条の規定の適用を受けていたものに限る。）である指定介護療養型医療施設に置くべき従業者の員数は、平成三十六年三月三十一日までの間は、第三条第三項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。　一―六　（略）11　療養病床を有する病院（平成二十四年三月三十一日において、旧医療法施行規則附則第五十一条の規定の適用を受けていたものに限る。）である指定介護療養型医療施設に係る病室に隣接する廊下については、平成三十六年三月三十一日までの間は、第四条第六号及び第九条第一項第五号中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル」とあるのは「一・六メートル」とする。12　老人性認知症疾患療養病棟を有する病院（平成二十四年三月三十一日において、旧医療法施行規則附則第五十一条の規定の適用を受けていたものに限る。）である指定介護療養型医療施設に係る病室に隣接する廊下については、平成三十六年三月三十一日までの間は、第五条第六号中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル以上（医療法施行規則第四十三条の二の規定の適用を受ける病院の中廊下の幅にあっては、二・一メートル以上）」とあるのは「一・六メートル以上」とする。13・14　（略）15　平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第八条の規定の適用を受ける病院内の病室に隣接する廊下（附則第五項、第六項及び第八項の規定の適用を受ける場合を除く。）の幅については、第四条第六号中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル」とあるのは「一・六メートル」とし、第五条第六号中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル以上（医療法施行規則第四十三条の二の規定の適用を受ける病院の廊下の幅にあっては、二・一メートル以上）」とあるのは「一・六メートル」とする。16・17　（略） | （従業者の配置の基準）第三条　（略）２―５　（略）６　指定介護療養型医療施設の従業者は、専ら当該指定介護療養型医療施設の職務に従事することができる者をもって充てなければならない。ただし、指定介護療養型医療施設（ユニット型指定介護療養型医療施設（条例第四十一条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）及びユニット型指定介護療養型医療施設を併設する場合の介護職員を除き、入院患者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。７―９　（略）　　　附　則１―７　（略）８　病床転換による老人性認知症疾患療養病棟に係る病室に隣接する廊下については、第五条第七号中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル以上（医療法施行規則第四十三条の二の規定の適用を受ける病院の中廊下の幅にあっては、二・一メートル以上）」とあるのは「一・六メートル」とする。９　療養病床を有する病院（平成二十四年三月三十一日において、医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十四年厚生労働省令第三十三号）第一条の規定による改正前の医療法施行規則（以下「旧医療法施行規則」という。）附則第五十二条の規定の適用を受けていたものに限る。）である指定介護療養型医療施設については、平成三十年三月三十一日までの間は、第三条第一項第二号中「六」とあるのは「八」と、同項第三号中「六」とあるのは「四」とする。10　老人性認知症疾患療養病棟を有する病院（平成二十四年三月三十一日において、旧医療法施行規則附則第五十二条の規定の適用を受けていたものに限る。）である指定介護療養型医療施設に置くべき従業者の員数は、平成三十年三月三十一日までの間は、第三条第三項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。　一―六　（略）11　療養病床を有する病院（平成二十四年三月三十一日において、旧医療法施行規則附則第五十一条の規定の適用を受けていたものに限る。）である指定介護療養型医療施設に係る病室に隣接する廊下については、平成三十年三月三十一日までの間は、第四条第六号及び第九条第一項第五号中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル」とあるのは「一・六メートル」とする。12　老人性認知症疾患療養病棟を有する病院（平成二十四年三月三十一日において、旧医療法施行規則附則第五十一条の規定の適用を受けていたものに限る。）である指定介護療養型医療施設に係る病室に隣接する廊下については、平成三十年三月三十一日までの間は、第五条第七号中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル以上（医療法施行規則第四十三条の二の規定の適用を受ける病院の中廊下の幅にあっては、二・一メートル以上）」とあるのは「一・六メートル以上」とする。13・14　（略）15　平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第八条の規定の適用を受ける病院内の病室に隣接する廊下（附則第五項、第六項及び第八項の規定の適用を受ける場合を除く。）の幅については、第四条第六号中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル」とあるのは「一・六メートル」とし、第五条第七号中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル以上（医療法施行規則第四十三条の二の規定の適用を受ける病院の廊下の幅にあっては、二・一メートル以上）」とあるのは「一・六メートル」とする。16・17　（略） |
|  |  |

附　則

　この規則は、平成三十年四月一日から施行する。